

全国知事会マニフェスト評価について

社会民主党

1 震災復興と災害に強く安全で活力ある国土づくり

☆被災した住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧・復興の推進

- 中央集権・効率重視・ハード中心の開発型復興ではなく、コミュニティとソフトを重視した分権型の生活復興へ――。未曾有の被害を出した東日本大震災からの復興は、国が上から押しつける単なる現状復帰ではなく、犠牲となられた方々や遺族、そして今なお仮設住宅での暮らしや避難生活を余儀なくされている方々の思いを十二分に汲んだ、くらし、まち、政治、経済、社会のあらゆる場面での大転換でなければなりません。各被災自治体が地域の実情に応じて練り上げた復旧・復興計画を十分尊重し、財源は国が全面的に負担するという大原則の下、復興を力強く推進します。被災者の生活再建に資するよう、復旧・復興過程に被災地の住民が参画できるような仕組みを作ります。特に女性や子ども、障がい者、高齢者、外国人、非正規労働者の参画と意見反映を大切にし、セーフティネットを張り直し、住民同士の絆を結びあった生活・雇用の場としての地域コミュニティの再生、弱者に手厚い福祉が充実したまちを再生します。脱原発への転換を着実にはかり、東日本の復興と日本の再生を実現し、本当の意味で人間らしい社会、安心できる社会づくりへ全力を挙げます。
- 被災した鉄道・道路・港湾・防潮堤・河川・橋梁・下水道・病院・行政庁舎・通信などの公共インフラと、農地や漁港、農産物・水産物関連施設など産業施設の早期全面復旧、防災拠点や教育・研究施設の再建整備、地域コミュニティの一日も早い再生に全力を挙げます。当初予定された年度内にやむを得ず事業完了しない各種復旧・復興事業について、必要に応じて柔軟に繰越を認め、手続きも簡略化するなど弾力的運用をはかります。
- 被災者の医療・介護の保険料減免や失業給付延長などの社会保障分野、所得税・住民税の減免などの税制分野について、被災者が生活再建を果たすまで救済措置が打ち切られることのないよう法整備を進めます。
- 被災地での人材不足が深刻な産科・小児科・救急をはじめとする医師・看護師、介護職員、保育士等の確保対策を推進します。被災した児童・生徒に対するきめ細やかな心のケアや学習指導を継続実施できるよう、被災県への中長期的な教職員の加配措置を充実させます。被災地で生活する子どもと子育て家庭への学習支援、経済的支援など総合的なバックアップに取り組みます。
- 「雇用調整助成金」の遡及適用をはじめ、さらなる支給要件緩和を図るなどして被災者・避難者むけ雇用の創出・拡大を図るとともに、雇用のさらなる拡充へ一層手厚い予算措置を講じます。利用率が低迷している「事業復興型雇用創出助成金」「被災者雇用開発助成金」の支給要件や対象範囲を大幅に拡大するとともに、2013年度以降に事業を再開した企業にも適用できるよう期間を延長します。
- 被災者の雇用や派遣契約の継続などについて、経済団体などへの要請を強化します。
- 災害復旧事業や自治体業務、住民対応機能の維持・充実のため、被災地の失業者を優先的に雇用拡大します。
- 被災企業の復旧を支援する「中小企業等グループ化補助金制度」の採択率が低水準にと

どまっている現状をふまえ、同制度の継続・拡充と予算増をはかり、被災中小企業の救済に格差をつくらないようにします。

- 被災住宅再建のため各自治体が独自支援策を実施できるよう、復興基金の大幅な積み増しを図るとともに、そのための特別交付税の追加交付を行い自治体間での格差が生じないようにします。
- 「がけ地近接等危険住宅移転事業」をさかのぼって適用できるようにするとともに、弾力的な運用をはかります。
- 現在でも支援を求める声の多い国の「被災住宅応急修理制度」を再開、実施します。
- 応急仮設住宅の供与期間を延長し、再契約時の手続きの簡素化・合理化をはかります。
- 災害公営住宅の整備を急ぐとともに、家賃の減免措置、低廉化期間を延長します。
- 「防災集団移転促進事業」の移転対象地域外の浸水地域において、現位置での住宅再建や浸水区域外に移転再建する被災者への支援制度を拡充します。
- 少子高齢化社会に対応し、子育て支援施設や高齢者生活支援施設等の整備、LSA（ライフサポートアドバイザー）を配置したシルバーハウジングを導入します。
- 要介護者、障がい者、妊産婦・乳幼児、外国人など災害弱者への対策を日頃から講じるとともに、大地震の際の帰宅困難者対策や高層マンション住民向け対策を強化します。
- 一人住まいの高齢者や若者など、災害時に相互に協力・助け合いができるよう、近隣住民同士の信頼関係やコミュニケーションの構築を進めます。
- 被災者の生活再建とは、住宅を再建するだけで事足りるものではなく、被災によって発生しがちな雇用問題、高齢者や障がい者など災害弱者の生活再建、さらにはまちのコミュニティ再生と、地域トータルの問題として考えなければならないことから、寄せ木細工のように各省庁の所管で運用されている多数の支援法を機動的に運用するシステムを構築し、災害救助法をはじめ防災、救援、復旧・復興関係法令の抜本的見直し・再編成を促進します。大規模な「災害対応一括交付金」を制度化し、府省を超えた用途の弾力化をはかります。
- 被災者生活再建支援法について、支援金の支給限度額や住宅の被害認定のあり方、半壊世帯に対する支援等について改善を図ります。災害対策基本法には復興についての記述は少ないため、改めて「災害復興基本法」の整備を検討します。

☆巨大地震対策の加速化と抜本的な強化を図るための特別措置法の制定

～南海トラフ地震・首都直下地震にも対応する防災・避難体制を～

- 地域防災計画や防災マップを東日本大震災や阪神大震災の経験と反省点、将来の南海トラフでの巨大地震・津波や首都直下型地震等の被害想定、過去の災害の痕跡を示す地形や地域の言い伝え等も踏まえて抜本的に見直すとともに、住民への周知・啓発を強化し住民参加の避難体制、防災・救援計画の徹底をはかります。災害時の情報システムの整備、地震・津波・台風・集中豪雨・竜巻等の観測・研究体制の強化を進めます。
- 全国の学校・病院・自治体庁舎・公営住宅などの公共施設、道路・鉄道・橋梁・ダム・堤防・港湾岸壁・上下水道管など社会インフラの老朽化の実態を早急に調査・把握し、災害による倒壊・破損を招かないよう更新・改修・耐震対策を進め、こうした災害に強い国土づくりを地域活性化や新たな雇用創出にもつなげます。
- 災害時の避難場所にもなる公共施設や学校、病院の耐震性向上と太陽光発電整備、避難場所や消防水利の整備と食料・飲料水・医薬品の備蓄強化、電気・電話等の系統の多重

化、緑の保全と公園緑地、オープンスペースの活用等による災害に強いまちづくりを計画的に推進します。

- 急傾斜地、水害常襲地など危険地域の住宅地を買い上げて公園化します。河川災害多発地域の農地買い上げを進め、公園緑地へ転換します。
- 住宅の耐震強化改修への助成を強化します。
- 海水脱塩式造水装置の普及を進めます。

☆多重型国土軸による新たな国土構造の構築

(記述なし)

2 国と地方の協議

☆「国のかたち分科会（仮称）」の設置

(記述なし)

- 「国と地方の協議の場」において、地方財政計画の策定や地方消費税への税源配分の検討、地方交付税の算定などについて、地方財政に自治体の意見を反映するようにします。

※「道州制」について主張されている場合は、別添の確認を行う。

- 住民から遠くなる道州制ではなく、現行二層制のもとで、都道府県を広域的な自治体として機能強化します。都道府県を越える広域的課題の解決と権限移譲の受け皿としては、広域連合制度を活用します。沖縄については、「一国二制度」的な特例的な自治制度を検討し、沖縄県民の意思を尊重しながら実現をめざします。

3 国と地方の関係

☆国出先法案の早期制定

- 国の地方出先機関の改革に当たっては、分権・自治を進める観点から、二重行政にならないよう、国と自治体の役割分担、事務・権限や財源、人員移管などのあり方を十分に検討しながら対応します。

4 地方安定財源の確保

☆臨財債の見直しと地方交付税の法定率引上げなどによる一般財源総額の確保

- 地方財政計画の策定に当たっては、少子・高齢化や雇用創出、地域の再生・活性化、福祉・医療などセーフティネットの構築、農林業振興策、環境保全など、地域住民が将来にわたって安心できるための施策に要する新たな行政需要を的確に反映させ、地方の必要な一般財源総額を確保します。その際、国家公務員の給与特例減額措置を地方に強制しない、また、地方交付税に影響させないようにします。
- 地方交付税は地方固有の共有財源であり、財源保障・財政調整機能を強化します。巨額の地方財源不足への対応については、地方交付税原資となっている国税5税の法定率の引き上げなど、交付税法第6条3第2項に従って地方税財政制度の抜本的改革を行うことを

基本とします。将来的には、国の一般会計を通さずに特別会計に直接繰り入れ、地方の共有財源であることを明確にした「地方共有税」に改革することをめざします。

☆税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築と地方自主財源の拡充

- 現在6対4となっている国税と地方税の割合を当面5対5にします。将来的には、国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合をさらに引き上げます。
- 地域の医療・介護・福祉・教育等の自主財源を充実するため、地方消費税と国の消費税の比率を1：1とします。
- 税率設定を自治体に任せるなど、自治体の自主課税権に対する制約を縮小・廃止します。

5 地方自立自治体

☆地方が選択・決定できる仕組みを導入し、教育委員会を選択制に

- 市民に身近な基礎的自治体はその能力や地域の実情に応じて権限・事務を選択できるようにして、すべての基礎自治体が自律可能な都市制度を確立します。
- 政令指定都市制度について、分権・自治を進める観点から見直しを行い、住民がよりよい行政サービスを受けられるよう、それぞれの地域の実情に応じた、新たな大都市制度のあり方を検討します。
- より地域に密着した基礎的自治体が国民生活に不可欠な公共サービスを住民のニーズに沿って遂行するとの観点から、自治体への権限移譲を進めるとともに、自治体の事務に対する不要な国の義務付け・枠付けを縮小・廃止します。ただし、保育や介護、児童養護、障がい者福祉、男女共同参画、義務教育など、生存権や安全の確保、人間の尊厳や子どもの成長に深くかかわるサービスについては、国際的な人権基準に則って国がナショナルミニマムを維持するようにします。また、当事者や社会的弱者の声が反映されるようにします。義務付け・枠付けの見直し・廃止に伴う条例制定に当たっては、地域における公共サービスの質を高める観点から、地域住民や利用者意見の反映とともに、地域の特性に応じたより高い水準の設定を求めます。
- 地域（市町村合併前の旧町村や小中学校区単位など）における市民（住民）参加のしくみを追求し、小さな自治（自治体内分権）を実現します。
- 教育委員会のあり方を抜本的に見直し、機能を強化します。学校ごとの裁量権を広げ、教職員の自発的取組みが活かされるよう制度を整備します。
- 地方教育委員会に予算権を付与し、地域の実態を反映した教育計画の立案・推進を可能とするなど、教育の民主化をすすめます。

6 地域経済対策と雇用対策

☆雇用創出基金などによる雇用の維持・創出

- 各地域の実情に応じたきめ細かい雇用対策を実施できるよう、従来の緊急雇用創出事業等の拡充を含めた、正規雇用や長期的雇用につながる新たな雇用対策に係る交付金を創設します。
- 中小企業向けの雇用調整助成金や地域雇用開発助成金を拡充し、支給額の増額、納付時

期を早め、助成率を引き上げます。人材対策基金の拡充、中小企業雇用創出人材確保助成金の復活、事業承継円滑化予算を上積みします。

- 「住民生活に光をそそぐ交付金」や、地方交付税の別枠加算を活用し、消費者行政や共生社会対策などのソフト事業を支援します。2012年度予算で計上された「地域経済基盤強化・雇用等対策費」については、当面、その水準を確保し、中長期的には一般財源に組み込むことをめざします。
- 「緑の分権改革」を進め、各地の地域資源（豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産、志のある資金）を最大限活用する仕組みを自治体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げ、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型に転換し地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める社会を構築します。
- 女性が元気な町や村は地域全体も元気になります。女性が自らの希望に沿った豊かな人生を送ることを可能にすることこそが、地域経済の活性化、ひいては我が国の持続可能な未来社会につながるという視点で、女性が仕事と家庭、仕事と子育てを両立できるように支援します。保育サービスの充実、企業等の誘致や働く場の創出、地域資源を活用した両立支援、柔軟な働き方の仕組みづくり、男性の家事・育児参画の促進など、地域ごとに効果的な取り組みを展開するため、「女性活躍推進交付金」を創設します。
- 「いのち」（介護、医療、福祉、教育）と「みどり」（農林水産業、環境や自然エネルギー）分野へ重点的に投資する「いのちとみどりの公共事業」を推進し、働きがいのある人間らしい仕事を作り出します。このことによって、公共サービスの充実、地域に根ざした生活関連分野の雇用の創出、地域経済の振興、将来不安の解消といった一石三鳥・四鳥もの投資効果をめざします。
- 「働くこと」を通じて、人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざすため、「協同労働の協同組合」の法制化を進めます。
- 地場産業や伝統産業への支援策を拡充し、匠やものづくり職人の紹介、需要開拓、生産額の向上、人材・後継者の育成に取り組みます。また、付加価値額が高い産地中小企業の振興のため、産地間連携の強化、学校での縫製やものづくりなどの産業教育を実施します。
- 日本が持つアニメ・漫画などのコンテンツ、商業デザイン、クリエイターの感性をいかした情報発信や海外展開など、中小零細企業が主導する「クールジャパン」事業を拡大し、雇用環境の整備も実施します。
- 産官学連携や大学を拠点とした知的クラスター形成は、環境や農林水産、医療や福祉などの分野において新たな試みとして、研究開発による起業、人材育成をもたらす地域経済活性化の効果的な方法であり、これらを推進します。
- 将来の日本を担う中小企業の経営者や後継・技術者、ものづくりなどの人材を育成するため、公的な職業訓練施設・職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ）などを充実、大学や教育研究機関との連携を強めるなど職業能力開発を促進し、若年層の就業を促進します。
- 地域の暮らし・防災・みどり・環境・教育・農商工連携・公共交通を重視した「身近な公共事業」を増やし、中小企業の仕事づくりや雇用創出につなげます。特に自然エネルギーや省エネ技術の普及など環境経済産業への投資を増やし、中小企業の技術や人材を活用します。